

議会議案第 4 号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

平成27年 6 月26日提出

飯田市議会議会運営委員会
委員長 清水 勇

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産するため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産するため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。